

令和3年度首都圏魅力発信イメージアップ事業業務仕様書

◆ 委託業務の主な内容

- 1 首都圏マスコミ向けのリリース配信の企画等にかかる業務
※リリースは、電波、紙、WEB 媒体へ配信。年10回以上（参考資料を含む）
- 2 メディアとのリレーション構築、富山県に関する情報の露出及び取材の促進、取材誘致活動
（メディア向け情報提供会1回程度実施）
- 3 首都圏メディアを活用した情報発信
- 4 情報発信力の高い民間イベントの発掘・活用と民間事業者と連携したイベントの実施等にかかる業務
（2回程度実施）
- 5 オンライン交流会の開催等にかかる業務
- 6 富山県の首都圏PRに関する総合調整（担当責任者の設置）
- 7 その他富山県のPRに資する業務の実施
- 8 首都圏PR活動の実施結果（成果等を含む）報告
- 9 その他

1 首都圏マスコミ向けのリリース配信の企画等にかかる業務

(1) 県で選定したテーマについて、県提供の情報素材をもとに首都圏のマスコミ等が関心を持つよう工夫されたリリース原稿（参考資料を含む）を作成し、有効な手段で、電波・紙・WEB 媒体へ配信（プロモーション活動を含む）する。

(2) リリース回数および配信先数はおおむね次のとおりとする。

- ・リリース回数 10回以上
- ・電波媒体用リリース 配信先 50箇所以上
- ・紙媒体用リリース 配信先 100箇所以上
- ・WEB 媒体用リリース 配信先 20箇所以上

(3) 配信完了後、テーマ、原稿、配信状況（配信日、配信先、配信手段）、リリース配信後のプロモーション活動の予定を県に報告する。

(4) リリース配信に関するおおむねのスケジュールは次のとおりとする。

（なお、テーマによっては、短期間で実施する場合もある。）

配信 10日前頃	県がリリース事項の情報素材（参考資料分含む）を提供
～ 7日前	受託事業者によるリリース原稿（参考資料含む）の作成、配信先の選定
～ 5日前	県がリリース原稿の修正および配信先等を確認、決定
～配信当日	受託事業者によるリリース配信の準備・配信
配信日以降	メディア訪問等のプロモーション活動・取材誘致等の実施（受託事業者）
イベント当日	取材受付、取材支援、リレーション構築（受託事業者）

* リリース事項の選定・企画等については、県と受託事業者で随時協議を行う。

* リリース配信後は、関連資料・物品を提供する等、必要な取材支援を行う。

* 首都圏イベント等を事前告知する内容のリリースである場合、事前告知の掲載依頼のほか、当日の取材誘致も併せて行うものとする。また、当日取材するメディアの事前把握や、イベント等の当日に、受付業務、取材支援等を依頼する場合がある。

2 メディアとのリレーション構築、富山県に関する情報の露出及び取材の促進、取材誘致活動

- (1) 定期的に首都圏マスコミ関係者等と接触し、情報提供を行うこと等によりリレーションを構築する。
- (2) 富山県情報の首都圏メディアでの露出促進や本県への取材誘致を行うため、各種メディアの定期訪問（必要に応じて県職員が同行）などを企画・実施し、当該メディアが関心を持つ本県の魅力（自然、伝統文化、食等）や特色ある施策を紹介するとともに、資料提供等や現地取材の提案を行う。
 - * 取材誘致にあたっては、広報案件に応じて最も効果的と考えられるメディアを選定する。県産品の提供や県の取材支援が必要な場合は、県と協議のうえ対応する。（受託事業者での費用等の負担が困難な場合）
- (3) 取材獲得、メディア露出を強化するために、20名程度のメディアを対象とし、本県の魅力（観光、工芸品、食等）を発信する情報提供会を1回開催すること。

3 首都圏メディアを活用した情報発信

- (1) 本県の魅力（観光、工芸品、食等）を題材として、with コロナ時代に適した番組を企画・放映すること。
 - * 放送エリアは、北陸新幹線の経由駅がある埼玉県を中心に、神奈川県、千葉県も含めた首都圏独立放送局（テレビ埼玉、テレビ神奈川、千葉テレビ）3局の放送範囲を含むものとする。
 - * 番組は1回放映するものとし、5分以上とする。
 - * 県産品の提供や県の取材支援が必要な場合は、県と協議のうえ対応する。（受託事業者での費用等の負担が困難な場合）
 - * その他情報発信の詳細については県と協議して決定するものとする。

4 情報発信力の高い民間イベントの発掘・活用と民間事業者と連携したイベントの実施等にかかる業務

- (1) 情報発信力の高い民間イベントの発掘をし、活用すること。
- (2) 民間事業者と連携した魅力発信イベントを開催すること。
- (3) 雑誌等のメディア媒体を活用したタイアップ企画を実施すること。
- (4) (1)、(2)の各イベント又は(3)のタイアップ企画を、合計2件程度実施するものとする。なお組み合わせは問わない。
- (5) (1)及び(2)については、業者との調整、食材等の選定・調達、イベント実施に必要な各種法令に基づく許認可の取得、出展・販売までをトータルで行うものとする。 (3)については、タイアップ企画先等との調整を行い、タイアップに係る費用（県産品の提供も含む）は全て受託事業者の負担とすること。
- (6) イベント及びタイアップ企画を立案するにあたっては、with コロナ時代を意識した内容とすること。

5 オンライン交流会の開催等にかかる業務

(1) アンテナショップの来館促進や富山県産品の販売促進、新型コロナウイルス収束後の富山県への誘客につながるように、オンラインコミュニティを活用し、富山県の食や観光等を自宅に居ながら体験できるオンライン交流会を1回開催すること。

- *参加者は首都圏在住者を中心とした25名程度とすること。
- *参加者には参加料を徴収すること。
- *参加者には富山県産食材などの富山県の特産品を事前に郵送すること。
- *富山県のアンテナショップや富山県の製造業者等と連携して実施し、交流会当日は、富山ゆかりの料理人や富山の生産業者、観光ガイド等を講師とした、富山の食や観光等の魅力をPRできるような内容とすること。
- *交流会実施後は、富山の観光等に関するアンケートを実施すること
- *参加者募集にあたっては、様々な広報媒体を活用して広く募集し、交流会開催後においては、SNS等を活用し情報拡散を広く実施すること

6 富山県の首都圏PRに関する総合調整（担当責任者の設置）

(1) 本件首都圏PR業務に係る担当責任者を設置し、県（広報課、首都圏本部、PR事項の担当室課等）、首都圏マスコミ等との総合的な連絡調整を行う。

なお、担当責任者を設置したときは、県に報告すること。

(2) 担当責任者が行う業務内容はおおむね次のとおりとする。

- ア リリース配信に係る企画・連絡調整（県、首都圏本部、アンテナショップ等との調整）
…リリース事項選定等の協議、原稿の企画・作成、配信、当日取材支援 など
- イ メディアとのリレーション構築、取材誘致等に係る企画及び調整
…メディアへの定期訪問、キャラバン、県及び首都圏マスコミ等との調整 など
- ウ マスコミ等からの照会、取材支援要請への対応（問合せ窓口を一本化）
- エ その他首都圏PR業務を補完する企画提案、必要な連絡調整

7 その他富山県のPRに資する業務の実施

この業務仕様書に記載された業務を補完（円滑化）するものや、富山県のPR（情報接触度や認知度の向上）に資するものであって、受託事業者が独自に企画提案・実施するものを県との協議のうえ実施することができる。

8 首都圏PR活動の実施結果報告

首都圏PR業務の効果を把握するため、東京キー局、主要新聞・全国雑誌等へのリリース・プロモーション・取材誘致の露出実績を調査（クリッピング）し、随時県に報告する。

また、業務完了後（四半期ごと）に業務の実績及び首都圏PR業務を通して得られた成果（露出実績など）を取りまとめるうえ、速やかに書面（様式任意）で報告する。

9 その他

- (1) 適宜、委託者との連絡調整を行い、業務を行うこと。
- (2) 本事業を実施するにあたっては、新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえ、感染防止対策の取組みを実施のうえ行うこと。
- (3) イベントの実施においては、食品衛生法その他の関係法令等を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底すること。
- (4) 実施に必要な各種法令に基づく許認可については、受託者が取得すること

- (5) 肖像権の侵害が生じないようにすること。
- (6) 制作物が他者の所有権や著作権を侵すものでないこととすること。
- (7) 受託者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を取得するとともに、委託者にその旨を書面により報告すること。
- (8) 本事業における成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて委託者に帰属し、委託者は事前の連絡なく加工及び2次利用できるものとする。ただし、受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利留保物」という。）については、受託者に留保するものとし、この場合、委託者は権利留保物についての当該権利を非独占的に使用できる。
- (9) 廃棄物の処理は受託者の責任において適正に行うこと。
- (10) 本仕様に記載なき事項、業務内容に変更等、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議して定める。